

「舞鶴市議会基本条例」及び
「第 20 期舞鶴市議会基本条例実行計画」
(令和元年 12 月～令和 2 年 11 月)
検証結果

令和 2 年 11 月

舞鶴市議会

- CONTENTS -

検証結果の概要	1
検証方法等	3
検証結果の総評	3
各条文の検証結果（内容は別紙）	5
各取組の検討課題等	5
[別紙]	
基本条例と実行計画の比較検証（各条文の検証結果）	7
[事業実績]	
実行計画に対する実績等の概要	
実行計画に対する実績等（令和元年12月～令和2年11月）	
[添付資料]	
舞鶴市議会基本条例（平成30年10月7日制定）	
第20期舞鶴市議会基本条例実行計画（平成30年12月26日策定）	

検証結果の概要

【検証の趣旨】

平成30年10月に議会基本条例を制定し、議会活性化の取組を積極的に推進してきました。その中で、議会の取組実績を踏まえ、実行計画の実績を評価検証するとともに、基本条例の目的や方向性と照らし合わせることで、議会の「見える化」及びその責任と役割を明確化するものです。

◆ 検証内容

- 実行計画の取組実績と基本条例を確認し、整合性や活動量を検証
- 会派で検証作業を実施し、その結果を議会活性化特別委員会で集約
- 結果は点数や等級ではなく評価点と反省点のコメントで整理

◆ 検証結果

- ☞ 整合性に問題なし
- ☞ 取組の多様性や活動量の部分で充実させる余地あり

【基本条例に掲げる3つの基本目標に沿った評価（主な内容を抜粋）】

基本目標	区分	主な内容
市民に開かれた議会	評価点	公式 Facebook の開設（7月）も含めたクロスメディアによる情報発信の展開 →Facebook のフォロー数：214 [11月1日現在] →YouTube のチャンネル登録者数 130%増[48→111] →映像配信視聴者数 2.5 倍 [9月定例会比較]
	反省点	議会学習会の開催実績が小学生のみ
議会機能の充実	評価点	新型コロナウイルス感染症に関する市民意見を踏まえた緊急要望の実施 →ホームページを通じた意見募集 [4月] →国に対する意見書の提出 [計4回] →京都府と舞鶴市へ緊急要望 [5月]
	反省点	通年議会の検討など一部が未実施
効率的・効果的な議会運営	評価点	防災訓練を踏まえた新たな対応マニュアルの策定 →地震を想定した防災訓練の実施 [9月] →地震発生時の対応マニュアルの策定 [10月] →オンライン会議等 ICT 化に向けた検討
	反省点	議員の定数及び報酬の検討が未着手

◆ 検証結果の反映

- ☞ 現時点で条例や実行計画の見直しは不要
- ☞ 個別の取組に係る検討課題等を来年に申し送る

◆ 検証結果に係る総括

第 20 期実行計画に係る取組は、順次検討を進め、議会基本条例の条文に照らし、その整合性及び進捗について問題ないものと検証した。

しかしながら、取組の多様性と活動量については、さらなる充実の余地があり、引き続き、市民の負託に応えるため、効率化を図りながら、議会の「見える化」及び議会機能の充実を目指すものとする。

舞鶴市議会基本条例と第 20 期実行計画の検証

令和 2 年 11 月
議会活性化特別委員会

舞鶴市議会基本条例第 25 条の規定に基づき、議会活動に関する検証を行い、その結果を取りまとめた。

今後の取組に反映させるとともに、より良い議会を目指し、市民の負託に応える活動を行っていくものとする。

1 検証方法等

(1) 検証方法

第 20 期実行計画（舞鶴市議会基本条例第 24 条の規定に基づく「具体的な取組に関する計画」）に定める取組の実施状況と条文との整合性や活動量を評価

(2) 対象期間

令和元年 12 月～令和 2 年 11 月

(3) 検証手順

- ① 議会活性化特別委員会において、第 20 期実行計画の取組状況を確認
- ② 各会派（会派に所属しない議員を含む）において、取組の実施状況と条文との整合性や活動量について協議
- ③ 議会活性化特別委員会において、各会派（会派に所属しない議員を含む）の協議結果について意見交換
- ④ 議会活性化特別委員会において、検証結果としての評価意見を取りまとめ

2 検証結果の総評

第 20 期実行計画に定める取組は、順次検討を進めており、議会基本条例の条文に照らして、その整合性は問題ないものと認められる。

しかしながら、取組内容の多様性や活動量については、さらなる充実の余地があるものと考えられることから、今後の課題として十分な検討が必要である。

舞鶴市議会基本条例の前文に掲げる 3 つの基本目標に対する評価は、以下のとおり。

(1) 市民に開かれた議会

ホームページを軸としたクロスメディアによる情報発信を展開し、新たに公式 Facebook を開設するなど、議会の「見える化」を促進することができたほか、委員会の映像配信についての検討を始めるなど、議会を知っていただくための取組は、着実に進んでいるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、市民との意見交換の場である「市民と議会のわがまちトーク」は実施できなかったが、ホームページを通じて意見を募集し、それをもとに京都府や舞鶴市への緊急要望を行うなど、市民意見を反映させる取組も新たに行った。

一方、FMまいづるを活用した情報発信や、児童生徒の学習開会の提供などは、継続的に実施しているものの、その方法等について、幅広い層に対するアプローチや訴求力に工夫の余地があるとする。

主な取組・成果

- Facebook のフォロワー数 214 [11月1日現在]
- YouTube のチャンネル登録者数 130%増[1年間で48から111へ]
- 本会議の映像配信の平均視聴者数 2.5倍 [9月定例会で比較]

(2) 議会機能の充実

第7次舞鶴市総合計画前期実行計画の進捗状況を確認し、より良い取組に向けた意見を提出したほか、議案審議において浮かび上がった執行に向けた留意事項等を附帯決議として可決するなど、適切に議会機能を発揮しているものとする。

加えて、前述の市民意見をもとにした緊急要望は、議会機能を発揮した取組ともいえる。

また、有識者を議会アドバイザーとして委嘱し、その助言を得ながら議論するとともに、議員研修会の開催や参考人の招致など、政策の形成・評価及び審議の機能を強化する取組も行った。

一方で、通年議会の検討や、議会提案の政策条例の検証については、現時点で未実施のため、今後の積極的な議論が必要である。

主な取組・成果

- 新型コロナウイルス対策に関する市民意見 41件
- 国に対する意見書の提出 4件
- 京都府及び舞鶴市に対する緊急要望 各1回

(3) 効率的・効果的な議会運営

新型コロナウイルス感染症も含めた災害時・緊急時や、新しい生活を踏まえた議会運営のあり方を再検討し、オンライン会議の実施に向けた取組

を始めたほか、防災訓練を経て新たに地震発生時における対応マニュアルを策定するなど、議会運営の幅を広げる取組が実施できたものとする。

また、委員会の活動計画の策定や、会議のあり方の検討、議選監査委員のあり方の検討など、効率的・効果的な運営に向けた協議も継続的に実施している。

今後は、次期に向けた議員の定数及び報酬の検討が大きな課題であり、重点的に取り組む課題であるとする。

主な取組・成果

- 地震を想定した議場からの避難を含む防災訓練の実施
- 訓練を踏まえた地震発生時の対応マニュアルの策定
- 災害時も想定したオンライン会議等 ICT化に向けた協議

3 各条文の検証結果

別紙のとおり

4 各取組の検討課題等

- (1) FMまいづるを活用した情報発信
 - ・ 調査研究結果の共有や研修等の実施について検討するべき
- (2) 児童生徒の議会学習機会の提供
 - ・ 中学生や高校生の参加も得られる方法を検討するべき
- (3) 効果的な情報発信の検討
 - ・ Facebook や YouTube に関する数値目標の設定について検討するべき
- (4) ホームページによる情報発信
 - ・ 映像配信（YouTube）との連携が円滑にできよう検討するべき
- (5) 市議会だよりの発行
 - ・ 親しみやすい構成や電子版の発信の強化について検討するべき
- (6) 委員会の映像配信
 - ・ 十分な検証を経て実施時期について検討するべき
- (7) 議員間討議の活用
 - ・ 審議を深めるための議員間討議について検討するべき
- (8) 議員力の向上
 - ・ 研修会の増加や議員個人の取組について検討するべき
- (9) 議会図書室の充実
 - ・ 利用実績やニーズを踏まえてあり方について検討するべき

- (10) 代表質問・一般質問の活用
 - ・ 質問時間や答弁者について検討すべき
- (11) 通年議会の検討
 - ・ 緊急的な対応を可能とする観点からも検討すべき
- (12) 議選監査委員のあり方
 - ・ 議会へのフィードバックも含めて検討すべき
- (13) 議会事務局の機能強化
 - ・ 役割の増加や多様化に対応できる人員増などについて検討すべき
- (14) 政策条例の提案
 - ・ 条例を提出する以外の実現方法も含めて検討すべき
- (15) 議員の定数及び報酬の検討
 - ・ 早い段階から十分に検討すべき
- (16) 先例集等の見直し
 - ・ 定期的に見直しができるように機会の設定等を検討すべき
- (17) ICTの活用
 - ・ 現在のグループウェア等のシステムの有効活用を検討すべき
- (18) 会派のあり方の検討
 - ・ 構成人数等について再度検討すべき
- (19) 他市との交流・連携の促進
 - ・ 近隣市との意見交換の機会を設けることなどについて検討すべき

議会基本条例と実行計画の比較検証

【検証の対象とする基本条例の条文】		
<p>(議会の活動の原則)</p> <p>第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動するものとする。</p> <p>(1) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政への反映に努めること。</p> <p>(2) 市政に係る調査研究等を通じて、政策の立案及び提言等を行うこと。</p> <p>(3) 情報を積極的に公開し、及び発信するとともに、議会活動に係る説明責任を果たすこと。</p> <p>(4) 公正性及び透明性を確保するとともに、舞鶴市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)による事務の執行について監視し、評価すること。</p> <p>(5) 不断の議会改革に努め、議会機能の向上を図ること。</p>		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組実績の 該当ページ	備 考
FMまいづるを活用した情報発信	1-No.1	
児童生徒の議会学習機会の提供	1-No.2	
市民の意見を反映させる仕組みの検討	2-No.4	
傍聴環境の充実	2-No.5	
ホームページによる情報発信	3-No.6	
市議会だよりの発行	3-No.7	
議案や会議資料の公開	3-No.8	
本会議の映像配信	3-No.9	
議会の仕組みの冊子の発行	4-No.10	
委員会の映像配信	4-No.11	
舞鶴市総合計画の点検評価	5-No.16	
通年議会の検討	6-No.23	
政策条例の提案	8-No.34	
政策条例の検証	8-No.35	
会議のあり方の検討	8-No.38	
先例集等の見直し	9-No.40	
I C Tの活用	9-No.41	
議選監査委員のあり方の検討	10-No.48	
【検証意見】		
<p>ホームページで新型コロナウイルス感染症対策に関する市民意見を募集し、その内容をもとに京都府や舞鶴市へ緊急要望を行ったことは、市民の意見を反映させる仕組みの新たな方法として有効であった。</p> <p>情報の公開や政策の提言等については、検討中の取組も含め、今後も工夫を重ねながら継続していくことが必要である。</p>		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(議員の活動の原則) 第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動するものとする。 (1) 議会の構成員として、個別的な事案の解決にとどまらず、市民全体の福祉の向上及び市勢の発展を目指すこと。 (2) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを踏まえ、議員相互間の自由な討議を行い、合意形成に努めるとともに、議決責任を深く認識すること。 (3) 市政全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高めるため、不断の研鑽(さん)に努めること。 (4) 市民の代表として、常に良心と責任感をもって品位の保持に努めること。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の該当ページ	備考
市民の意見を反映させる仕組みの検討	2-No.4	
議員間討議の検討	5-No.17	
議員力の向上	6-No.20	
【検証意見】		
意見調整だけではなく、審議を深めるための議員間討議も検討する必要がある。議会としての研修の場の提供以外に、各個人で研鑽に努める必要がある。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(議長の責務) 第5条 議長は、議会を代表する立場として、中立で公平な議会運営を行うとともに、議会の活性化が図られるよう行動するものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の該当ページ	備考
所信表明の推進	4-No.14	
【検証意見】		
適宜、意見や指摘を受けることとしているほか、所信表明の検証により、中立で公平な議会運営や議会の活性化を図った。		

【検証の対象とする基本条例の条文】

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派(以下「会派」という。)を結成することができる。

2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 議員の活動を支援すること。
- (2) 政策の立案及び提言並びに議案等の審議のために調査研究を行うこと。
- (3) 会派間で必要に応じて合意形成を図り、議会の円滑かつ効果的な運営に努めること。

【条文に関連する実行計画の取組】

取 組 項 目	取組実績の 該当ページ	備 考
議員力の向上	6-No.20	
政策条例の提案	8-No.34	
政策条例の検証	8-No.35	
会派のあり方の検討	9-No.42	

【検証意見】

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、十分な調査研究活動は困難であったが、会派内での協議を通じて、円滑かつ効率的な議会運営が図られた。

【検証の対象とする基本条例の条文】

(災害時の対応)

第7条 議会及び議員は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、その果たすべき役割を十分に認識し、迅速かつ的確に行動するとともに、市民生活の安定及び維持に努めるものとする。

2 議会及び議員の災害時の対応について必要な事項は、別に定める。

【条文に関連する実行計画の取組】

取 組 項 目	取組実績の 該当ページ	備 考
議会における危機管理の検討	9-No.45	

【検証意見】

訓練とマニュアルの見直しにより、災害時の対応の充実を図った。

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(会議の公開等) 第8条 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、本会議、委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)等を原則として公開するとともに、これら会議の傍聴の促進に努めるものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の該当ページ	備考
本会議の映像配信	3-No.9	
委員会の映像配信	4-No.11	
【検証意見】		
コロナ禍において傍聴の自粛を要請せざるを得ない状況もあったが、新しい生活様式を踏まえた傍聴のあり方を早期に検討し、傍聴を再開したほか、オンライン会議や委員会の映像配信について検討し、会議の公開と傍聴の促進に努めた。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(広報及び広聴の充実) 第9条 議会は、議会に対する市民の関心を高めるため、多様な手段を用いて、議会活動に係る広報及び広聴の充実に努めるものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の該当ページ	備考
FMまいづるを活用した情報発信	1-No.1	
児童生徒の議会学習機会の提供	1-No.2	
効果的な情報発信の検討	2-No.3	
市民の意見を反映させる仕組みの検討	2-No.4	
傍聴環境の充実	2-No.5	
ホームページによる情報発信	3-No.6	
市議会だよりの発行	3-No.7	
議案や会議資料の公開	3-No.8	
本会議の映像配信	3-No.9	
議会の仕組みの冊子の発行	4-No.10	
委員会の映像配信	4-No.11	
活動記録のあり方・見せ方の検討	4-No.12	
ICTの活用	9-No.41	
【検証意見】		
ホームページを軸としたクロスメディアによる情報発信を展開し、公式 Facebook の開設など新たな手段も用いて広報の充実に努めた。 広聴機能の充実については、今後も多様な取組の検討が必要である。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(市民の参画) 第 10 条 議会は、市民の多様な意見を把握するため、市民及び議員が意見を交換する機会を設けるよう努めるものとする。 2 議会は、市民の意見を審議に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の活用を努めるものとする。 3 議会は、請願の審査において必要があると認めるときは、請願者の説明及び意見を聴く機会を設けるものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組実績の 該当ページ	備 考
市民の意見を反映させる仕組みの検討	2-No.4	
参考人制度の活用	5-No.18	
【検証意見】		
市民との意見交換の場である「市民と議会のわがまちトーク」は実施できなかったが、ホームページによる意見募集を京都府や市への提言につなげることができた。 また、参考人制度の活用や請願者の説明機会の設定などは継続的に実施しており、市民参画の機会を確保した。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(市長等と議会との関係の基本原則) 第 11 条 議会は、二代表制の下、市長等と対等な立場で適切な緊張関係を保ちながら、議事機関として、市民福祉の向上及び市勢の発展のために活動するものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組実績の 該当ページ	備 考
舞鶴市総合計画の点検評価	5-No.16	
附帯決議の活用	5-No.19	
【検証意見】		
総合計画の点検評価に係る意見を市に提出したほか、附帯決議を可決するなど、適切な緊張関係の下で活動した。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(質疑及び質問)		
第12条 議員は、本会議及び委員会において質疑又は質問を行うに当たっては、これを市民に分かりやすいものとするため、その論点及び争点を明確にするものとする。		
2 議員は、本会議において質疑又は質問を行うに当たっては、一括方式若しくは分割方式又は一問一答方式のいずれかを選択することができる。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の該当ページ	備考
代表質問・一般質問の活用	6-No.22	
議案審議のあり方の検討	6-No.24	
【検証意見】		
代表質問・一般質問の機会を有効に活用したほか、質問者について協議するなど、その効果的なあり方について検討した。		
市民に分かりやすいものとするための工夫は、今後も検討する必要がある。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(専門的知見の活用)		
第16条 議会は、議案等の審議の充実、政策の立案及び提言等の強化等に資するため、学識経験を有する者等の専門的知見を積極的に活用するものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の該当ページ	備考
議員力の向上	6-No.20	
【検証意見】		
政策の形成や評価等に知見を有する学識経験者を議会アドバイザーとして委嘱し、その助言を得ながら検討を進めるなど、専門的知見を活用した議会機能の強化に努めた。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(交流及び連携の推進) 第17条 議会は、他の地方公共団体の議会と積極的に交流及び連携を図り、議会活動に反映させるよう努めるものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の 該当ページ	備考
他市との交流・連携の促進	10-No.50	
【検証意見】		
議員研修会の相互参加や視察時の意見交換により、他市の議会との交流を図った。 今後は、近隣市議会との意見交換の機会を積極的に設けるなど、連携した取組も視野に検討していく必要がある。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(委員会の活動) 第18条 委員会は、その専門性及び特性を生かし、適切な運営に努めるものとする。 2 委員会は、調査研究等を積極的に行い、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。 3 前2項に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、舞鶴市議会委員会条例(平成2年条例第19号)に定めるところによる。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の 該当ページ	備考
舞鶴市総合計画の点検評価	5-No.16	
委員等の任期の検討	7-No.25	
委員会視察の反映	7-No.26	
政策条例の提案	8-No.34	
政策条例の検証	8-No.35	
委員会の活動計画の策定	8-No.36	
会議のあり方の検討	8-No.38	
【検証意見】		
新型コロナウイルス感染症の影響により、十分な調査研究は困難であったが、活動計画に定める重点事項に沿って活動し、委員会発議の決議・意見書の提案など、委員間の議論を重視した適切な運営に努めた。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(議会事務局の体制整備) 第 20 条 議会は、議会活動の円滑かつ効率的な実施並びに議会による政策の立案及び提言等の能力の向上に資するため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の該当ページ	備考
議会事務局の機能強化	7-No.32	
【検証意見】		
職員の研修会への派遣など、事務局機能の強化に努めた。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(議会図書室の充実等) 第 21 条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の充実及び活用を図るものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の該当ページ	備考
議会図書室の充実	6-No.21	
【検証意見】		
議会報編集部会の選書による蔵書の充実など、適正な管理運営と機能の充実に努めた。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(予算の確保) 第 22 条 議会は、議事機関としての機能確保、円滑な議会運営の実現その他この条例の目的を達成するために必要な予算の確保に努めるものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組実績の 該当ページ	備 考
委員会の活動計画の策定	8-No.36	
予算要望の検討	10-No.49	
【検証意見】		
予算作業部会による議会予算のあり方や予算要求に向けたプロセスなどの検討を行い、必要な予算の確保に努めた。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
第 23 条 議員の定数は舞鶴市議会議員定数条例(平成 14 年条例第 27 号)に、議員の報酬は舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成 20 年条例第 22 号)に定めるところによる。 2 前項に規定する条例の改正に当たっては、市を取り巻く現状、課題、将来の予測及び展望を考慮するとともに、市民等の意見を参考にするものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取 組 項 目	取組実績の 該当ページ	備 考
市民の意見を反映させる仕組みの検討	2-No.4	
議員の定数及び報酬の検討	8-No.39	
【検証意見】		
現時点で定数及び報酬の検討は行っておらず、今後、条文の趣旨を踏まえた適切な判断材料の選定等について検討する必要がある。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(条例の確実な履行) 第24条 議会は、この条例に基づく議会活動を適切かつ確実に実行するため、議員の任期を基準として、具体的な取組に関する計画を策定し、その計画に基づき活動するものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の該当ページ	備考
なし	—	
【検証意見】		
実行計画に基づいて適切かつ確実に議会活動を実行した。		

【検証の対象とする基本条例の条文】		
(条例の見直し) 第25条 議会は、社会情勢の変化及び市民等の意見を勘案するとともに、議会活動に関する不断の検証に努め、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。		
【条文に関連する実行計画の取組】		
取組項目	取組実績の該当ページ	備考
議会基本条例の検証	4-No.15	
【検証意見】		
基本条例の検証方法を決定し、実行した。 検証の方法や、その結果の反映については、より良いあり方に向けて継続的に検討する必要がある。		

実行計画に対する実績等の概要(令和元年12月～令和2年11月)

- 議会基本条例に掲げる3つの基本目標に沿って第20期実行計画に定める取組を着実に実行
- 合計38の取組(各目標で重複する取組を除く実質の取組数)のうち、35の取組を検討及び実施

「3つの基本目標」の実現に向けて実施した主な取組

市民に開かれた議会

- ◆ ホームページを軸としたクロスメディアによる情報発信を展開
- ◆ 公式Facebookを開設
(令和2年7月)
- ◆ 議会学習会を開催
(小学校4校・147人)

数値データ

ホームページアクセス数・前年比
102,000件・1.5倍

Facebookフォロワー数
214 (R2.11.1現在)

映像配信視聴者数・前年比
1日平均105.8人・2.5倍



公式
Facebook



議会学習会

議会機能の充実

- ◆ 第7次舞鶴市総合計画前期実行計画の進捗状況を確認し、より良い取組に向けた意見を提出
- ◆ 議会アドバイザーを委嘱
(京都府立大学公共政策学部教授 窪田好男氏)
- ◆ 議員研修会を開催
(令和2年1月・11月)



議員研修会



総合計画の点検評価

効率的・効果的な議会運営

- ◆ 議場からの避難を含む防災訓練を実施し、新たに地震発生時の対応マニュアルを策定
- ◆ オンライン会議や委員会の映像配信を検討(ICT検討部会)
- ◆ 議会予算のあり方を検討
(予算作業部会)

オンライン
会議の試行



令和2年9月1日
防災訓練

第20期舞鶴市議会基本条例実行計画に対する実績（令和元年12月～令和2年11月）

No.	計画の項目及び内容		令和2年の実績
1	市民に開かれた議会	<p>FMまいづるを活用した情報発信</p> <p>コミュニティFMを活用して議会情報を発信します。</p>	<p>【前年以前からの継続した取組】</p> <p>◇ 毎月1回FMまいづる（コミュニティFM）に議員が出演し、議会の情報を発信</p> <p>➢ 令和2年の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送日：R1.12.27、R2.1.31、2.21、4.17、5.22、6.26、7.31、8.21、10.2、10.30、11.13 <p>【令和2年の新たな取組】</p> <p>◇ FM放送部会において他市の事例研究を行い、放送内容の充実を検討</p>
2		<p>児童生徒の議会学習機会の提供</p> <p>小中学校及び高等教育機関の学習の一環として、議会の機能や役割について学ぶ機会を提供します。</p>	<p>【前年以前からの継続した取組及び実績】</p> <p>◇ 市内の小中学校から高等教育機関までを対象に、議場での議会学習の機会を提供する体制（マイクロバスによる送迎あり）を整え、希望に応じた内容で対応</p> <p>➢ 令和2年の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年12月に市内教育機関に対して案内チラシを発送 ・ 令和2年1月から2月にかけて三笠小学校（6年、33人）、池内小学校（4/5/6年、計21人）、中舞鶴小学校（6年、34人）、志楽小学校（6年、59人）の議会学習会を実施 <p>【令和2年の新たな取組】</p> <p>◇ 実施期間（日時）を特定して募集期間を設ける方法で実施することと当日の進行や説明などは、可能な限り議員が実施することを確認</p> <p>➢ 令和2年の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年10月に市内小中学校へ案内文書を送付

3	市民に開かれた議会	親しみやすく身近な議会	<p>効果的な情報発信の検討</p> <p>議場・議会ロビーの活用のほか、SNSや舞鶴市記者会を通じた情報発信など効果的な手法について検討します。</p>	<p>【前年以前からの継続した取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 会議や行事の予定、その他議会からのお知らせなどをプレス資料として舞鶴市記者会に提供 ◇ 本庁1階ロビー及び議会ロビーに当日の会議の予定を掲出 <p>【令和2年の新たな取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 広報会議においてクロスメディアの考え方を取り入れた新しい広報戦略の方向性を確認 ◇ 令和2年7月から公式Facebookの運用を開始
4			<p>市民の意見を反映させる仕組みの検討</p> <p>市民との意見交換の場のあり方や、議会への理解を深め、その意見を議会運営に反映させるための議会モニター制度の導入について検討します。</p>	<p>【前年以前からの継続した取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 委員会単位や全議員での市民との意見交換会を実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 令和2年の実績 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年7月の開催に向けて準備していたが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い年度内の実施を断念 <p>【令和2年の新たな取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ わがまちトークに係る作業部会及び議会活性化特別委員会において令和3年4月に「市民と議会のわがまちトーク」を開催することとあわせ、常任委員会と連動した年間の活動サイクルを確認
5			<p>傍聴環境の充実</p> <p>傍聴者用資料の配置や手話通訳・要約筆記サービスの導入等を検討します。</p>	<p>【前年以前からの継続した取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本会議、委員会とも傍聴者用資料を配置 ◇ 手話通訳・要約筆記サービスが提供できる体制を整備 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 令和2年の実績 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年12月定例会において手話通訳者を配置（1回、2人配置） <p>【令和2年の新たな取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ ICT検討部会において委員会の映像配信について検討し、議会活性化特別委員会において検討結果のとおり進めることを確認

6	市民に開かれた議会	正しく理解され信頼される議会	<p>ホームページによる情報発信</p> <p>会議日程や会議資料のほか、議会の取り組み全般をタイムリーに掲載します。</p>	<p>【前年以前からの継続した取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 会議日程や会議資料のほか、議会の取組全般をタイムリーに掲載 <p>【令和2年の新たな取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ クロスメディアの考え方に基づき、各媒体からホームページへ誘導することを念頭に、それぞれのコンテンツを作成
7			<p>市議会だよりの発行</p> <p>AR（拡張現実）活用など、より分かりやすい内容となるよう工夫を重ねて発行します。</p>	<p>【前年以前からの継続した取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 議会報編集部会において、より分かりやすい内容となるよう毎回協議しながら作成 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 令和2年の実績 <ul style="list-style-type: none"> ・ No.166（令和2年1月1日新年号）、No.167（令和2年2月1日）、No.168（令和2年5月2日）、No.169（令和2年5月28日臨時号）、No.170（令和2年7月31日）、No.171（令和2年11月8日） <p>【令和2年の新たな取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ クロスメディアの考え方に基づき、他の媒体との連動を意識して内容や構成を検討 ◇ 東広島市議会広報広聴委員会の本市への視察時に、本市議会議会報編集部会との意見交換を実施
8			<p>議案や会議資料の公開</p> <p>本会議及び委員会の会議資料（審議資料）を公開します。</p>	<p>【前年以前からの継続した取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本会議及び委員会の会議資料をホームページに掲載 ◇ 傍聴者に対して資料を配付（一部は貸し出しのみ）
9			<p>本会議の映像配信</p> <p>本会議のライブ映像の配信と録画映像の配信を行います。</p>	<p>【前年以前からの継続した取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 本会議のライブ映像と録画映像をインターネットで配信 <p>【令和2年の新たな取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ Facebookやメール配信サービスで周知を強化することにより、チャンネル登録数や視聴者が増加

10	市民に開かれた議会	正しく理解され信頼される議会	議会の仕組みの冊子の発行	<p>議会に対する理解と関心を高めるため、議会の仕組みについて取りまとめた冊子を発行します。</p> <p>【前年以前からの継続した取組】</p> <p>◇ 議会の構成や審議の流れなどを分かりやすく示した冊子「舞鶴市議会のしおり（令和元年3月作成）」を傍聴者や議会学習会の参加者等に配付</p>
11			委員会の映像配信	<p>本会議に加え、委員会のライブ映像の配信や録画映像の配信について検討します。</p> <p>【令和2年の新たな取組】</p> <p>◇ ICT検討部会において実施する会議の範囲や方法等を検討し、議会活性化特別委員会において実施に向けて進めていくことを確認</p>
12			効果的な情報発信の検討[再掲]	(No.3に記載)
13			活動記録のあり方・見せ方の検討	<p>【前年以前からの継続した取組】</p> <p>◇ 会議録の巻末に会議資料を掲載</p> <p>【令和2年の新たな取組】</p> <p>◇ 会議の開催状況や審査案件、議会の取組なども記載した「議会年報」及びトピックスをまとめた資料を作成し、ホームページで公開</p>
14			所信表明の推進	<p>【前年以前からの継続した取組】</p> <p>◇ 所信表明のあり方について、その都度検討</p> <p>【令和2年の新たな取組】</p> <p>◇ 議長の所信表明の方法を協議し、同様の方法で副議長の所信表明を行うことを決定</p> <p>◇ 所信表明の検証方法について協議・決定し、実施</p>
15	議会基本条例の検証	<p>条例に基づく活動の自己評価を行い、検証するとともに、外部評価の仕組みについて検討します。</p> <p>【令和2年の新たな取組】</p> <p>◇ 議会活性化特別委員会において実施方法を決定</p> <p>➤ 令和2年の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年10月から11月にかけて議会基本条例実行計画の実績をもとに条例との整合性や活動量を検証する形で実施 		

16	議会機能の充実	チェック機能が充実した議会	舞鶴市総合計画の点検評価 進捗状況について点検評価し、執行機関へ意見を提出します。	【前年以前からの継続した取組】 ◇ 各常任委員会の重点事項に沿って選定した項目について点検評価し、評価意見を市へ伝達 ➤ 令和2年の実績 ・ 令和2年10月に4常任委員会において点検評価を実施し、評価意見を市へ伝達
17			議員間討議の検討 効果的な場面や内容について検討し、実施します。	【前年以前からの継続した取組】 ◇ 効果的な場面や内容を検討しながら実施 ➤ 令和2年の実績 ・ 総合計画の点検評価において評価意見をまとめる方法として実施
18			参考人制度の活用 専門的な意見等を参考とするため、参考人制度の効果的な活用を図ります。	【前年以前からの継続した取組】 ◇ 効果的な場面や内容を検討しながら実施 ➤ 令和2年の実績 ・ 令和2年7月の市内造船事業に関する調査特別委員会において、1人（JMU舞鶴事業所管理部長）を参考人として招致 ・ 令和2年8月の原子力防災・安全等特別委員会において、2人（関西電力高浜発電所長等）を参考人として招致
19			附帯決議の活用 議会として必要な要望事項等を執行機関に伝えるため、附帯決議の活用を図ります。	【前年以前からの継続した取組】 ◇ 平成27年に策定した附帯決議の運用方法に沿って実施 ➤ 令和2年の実績 ・ 令和2年9月定例会において、廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正に対する附帯決議を委員会提案で提出し、賛成多数で可決

20	議会機能の充実 チエツク機能が充実した議会	議員力の向上 研修機会の創出に努めるとともに、各議員も研修会等に積極的に参加するなど自己研鑽に努めます。	【前年以前からの継続した取組】 ◇ 議員研修会の主催のほか、各議員へ研修等の情報提供を行うなど、機会を提供 ➤ 令和2年の実績 ・ 令和2年1月に予算・決算の審議をテーマとした議員研修会を開催（講師：株地方議会総合研究所 代表取締役 廣瀬 和彦 氏） ・ 令和2年11月に一般質問をテーマとした議員研修会を開催（講師：足立区教育長 定野 司 氏）
21		議会図書室の充実 蔵書の充実を図るほか、市立図書館との連携等、機能の充実を図ります。	【前年以前からの継続した取組】 ◇ 議会報編集部会において選書し蔵書を充実 ➤ 令和2年の実績 ・ 財政や社会的課題に関連する書籍計4冊を購入
22		代表質問・一般質問の活用 代表質問及び一般質問を監視や提言の機会として有効に活用するとともに、その効果的なあり方について検討します。	【前年以前からの継続した取組】 ◇ 監視や提言の機会として有効に活用 ➤ 令和2年の実績 ・ 元年12月：一般18人、2年3月：代表4人・一般18人、2年6月：一般20人、2年9月：代表4人、一般17人 【令和2年の新たな取組】 ◇ 副議長や議選監査委員が一般質問を行うことについて検討したが、合意が得られなかったため、他の要素が出てくるまで現状維持を確認
23		通年議会の検討 通年議会の調査研究を行い、導入について検討します。	未検討
24		議案審議のあり方の検討 議案勉強会の実施のほか、議案質疑や総括質疑等のあり方を検討します。	【前年以前からの継続した取組】 ◇ 各会派、各議員が議案審議の充実を図るための自主的な調査や勉強会等を行うことを確認

25	議会機能の充実	チエック機能が 充実した議会 よりよい政策を生み出す議会	委員等の任期の検討 委員会委員や正副議長の任期について検討します。	【令和2年の新たな取組】 ◇ 議長、副議長、議選監査委員、常任委員会委員の任期について、現状どおりとすることを確認。
26			委員会視察の反映 各委員が視察結果の所管等について述べる機会を設け、委員会としての活動に反映させます。	【前年以前からの継続した取組】 ◇ 各委員が視察結果の所感等を述べる機会を設け、その後の委員会としての活動に反映 ➤ 令和2年の実績 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により視察が未実施
27			議員間討議[再掲]	(No.17に記載)
28			参考人制度の活用[再掲]	(No.18に記載)
29			附帯決議の活用[再掲]	(No.19に記載)
30			議員力の向上[再掲]	(No.20に記載)
31			議会図書室の充実[再掲]	(No.21に記載)
32			議会事務局の機能強化 議会機能を最大限発揮できるよう支援する議会事務局の機能を強化します。	【前年以前からの継続した取組】 ◇ 議会機能を最大限に発揮できるよう支援する議会事務局の機能を強化していくことを確認 ◇ 事務局職員が各種研修会に参加 ➤ 令和2年の実績 ・ 全国市議会議長会事務局職員研修会（所管事務調査等） ・ 近畿市議会議長会事務局職員研修会（政務活動費等） ・ 京都府市議会議長会事務局職員研修会（コロナ禍の議会運営） ・ 北部五市議会事務局職員研修会（事例研究）
33			代表質問・一般質問の活用[再掲]	(No.22に記載)

34	議会機能の充実	よりよい政策を生み出す議会	政策条例の提案 議会側から政策条例を提案する場合の手続等について、事例を重ねる中で、より効果的な仕組みづくりを行います。	【前年以前からの継続した取組】 ◇ 政策条例を提案する場合の手続を平成28年に定めており、実績を重ねる中で改善を検討していくことを確認 ➤ 令和2年の実績 ・ 提案なし
35			政策条例の検証 議員提案・委員会提案により制定した条例の検証について検討します。	未検討
36	効率的・効果的な議会運営	効率的な運営を行う議会	委員会の活動計画の策定 各委員会において重点的に取り組む事項やスケジュールなどを定めて計画的に活動します。	【前年以前からの継続した取組】 ◇ 各委員会において重点的に取り組む事項やスケジュールなどを定めて計画的に活動
37			議会事務局の機能強化[再掲]	(No.32に記載)
38			会議のあり方の検討 各種会議の運営方法等について、内容に応じた適切なあり方を検討します。	【前年以前からの継続した取組】 ◇ 各種会議の運営方法等について、内容に応じた適切なあり方を随時検討することを確認 【令和2年の新たな取組】 ◇ 議員協議会の内容と出席者の見直しを決定(内容として議会側からの説明要求を追加、11月、1月、4月以外は部長級職員の出席を関係者のみに変更、定例会の初日と最終日の本会議前の議員協議会を廃止)
39			議員の定数及び報酬の検討 次期改選に向け、適正な定数及び報酬について検討します。	未検討

40	効率的な運営を行う議会	先例集等の見直し 毎定例会後に事例を整理・検証し、基本条例の趣旨を踏まえた先例、申し合わせ等の見直しを行います。	【前年以前からの継続した取組】 ◇ 毎定例会後に事例を整理するとともに申し合わせ等の見直しを検討
41		I C Tの活用 タブレット端末等の有効活用のほか、I C Tの活用による活動の充実と効率化を図ります。	【前年以前からの継続した取組】 ◇ ペーパーレス会議システムやグループウェアの活用により、議会・議員の活動の充実と効率化を促進 【令和2年の新たな取組】 ◇ I C T検討部会によりオンライン会議と委員会の映像配信の詳細について検討し、議会活性化特別委員会において、その検討結果のとおり進めていくことを確認
42		会派のあり方の検討 会派制の長所を生かす方法のほか、会派を構成する人数や議長の会派所属などについて検討します。	【令和2年の新たな取組】 ◇ 会派構成人数と議長の会派所属について、現状どおりとすることを確認。
43	効果的な運営を行う議会	会議のあり方の検討[再掲]	(No.38に記載)
44		議員の定数及び報酬の検討[再掲]	(No.39に記載)
45		議会における危機管理の検討 「舞鶴市議会における災害対応」について、議会・議員の役割や行動を検証し、実効性をより高めるための見直しを行います。	【前年以前からの継続した取組】 ◇ 平成29年に「舞鶴市議会における災害対応」をとりまとめ、実効性をより高めるための検証と見直しを随時実施 【令和2年の新たな取組】 ◇ 令和2年9月に議場からの避難を含めた防災訓練を実施し、その結果も踏まえて新たに地震発生時の行動マニュアルを作成
46		通年議会の検討[再掲]	(No.23に記載)
47		委員等の任期の検討[再掲]	(No.25に記載)

48	効率的・効果的な議会運営	効果的な運営を行う議会	<p>議選監査委員のあり方の検討</p> <p>議会選出の意義や効果を検証し、あり方について検討します。</p>	<p>【前年以前からの継続した取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 平成30年の協議において、当面現状維持としつつ、他市の状況等を踏まえて適宜検討することを確認 <p>【令和2年の新たな取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 状況の変化等に応じて適宜協議することとし、当面現状どおり議会選出を行うことを確認
49			<p>予算要望の検討</p> <p>議会に必要な予算の確保に向けた取り組みについて検討します。</p>	<p>【前年以前からの継続した取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 予算作業部会を設置して議会予算のあり方について協議し、方向性を決定した上で予算を要求 <p>【令和2年の新たな取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 予算作業部会において新型コロナウイルス感染症の影響により不要と見込まれる予算の減額について協議し、12月定例会で減額補正
50			<p>他市との交流・連携の促進</p> <p>他市の委員会傍聴や視察受入時に機会を設けるなど、意見交換を通じた交流・連携を図ります。</p>	<p>【前年以前からの継続した取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 近隣議会との議員研修会の相互参加 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 令和2年の実績 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年1月及び11月の舞鶴市議会議員研修会の開催に当たり北部4市に参加案内 ◇ 調査視察（訪問・受入れの両方）の際に意見交換の機会を設定 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 令和2年の実績 <ul style="list-style-type: none"> ・ 東広島市議会広報広聴委員会の本市への視察時に、本市議会議会報編集部会との意見交換を実施

舞鶴市議会基本条例（解説付き）

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 議会及び議員の活動の原則(第3条—第7条)

第3章 市民と議会との関係(第8条—第10条)

第4章 市長等と議会との関係(第11条—第15条)

第5章 議会の機能強化(第16条—第22条)

第6章 議員の定数及び報酬(第23条)

第7章 条例の確実な履行及び見直し(第24条・第25条)

附則

前文	1
第1章 総則	
第1条 目的	3
第2条 最高規範性	4
第2章 議会及び議員の活動の原則	
第3条 議会の活動の原則	5
第4条 議員の活動の原則	6
第5条 議長の責務	7
第6条 会派	8
第7条 災害時の対応	9
第3章 市民と議会との関係	
第8条 会議の公開等	10
第9条 広報及び広聴の充実	11
第10条 市民の参画	12
第4章 市長等と議会との関係	
第11条 市長等と議会との関係の基本原則	13
第12条 質疑及び質問	14
第13条 確認の機会の付与	15
第14条 議決事件の追加指定	16
第15条 説明等の要求	17
第5章 議会の機能強化	
第16条 専門的知見の活用	18
第17条 交流及び連携の推進	19
第18条 委員会の活動	20
第19条 政務活動費の活用	21
第20条 議会事務局の体制整備	22
第21条 議会図書室の充実等	23
第22条 予算の確保	24
第6章 議員の定数及び報酬	
第23条 議員の定数及び報酬	25
第7章 条例の確実な履行及び見直し	
第24条 条例の確実な履行	26
第25条 条例の見直し	27
附則	

(前文)

日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき、二元代表制の下、その一翼を担う議会は、住民の負託に応える責務があります。

舞鶴市議会は、その責務を果たすため、市民の多様な意見を的確に把握し、市民本位の立場で議会活動に取り組むとともに、舞鶴市長その他の執行機関に対する監視及び評価機能の充実を図り、議事機関として最善の意思を決定する必要があります。

このような観点から、舞鶴市議会及び舞鶴市議会議員は、地方分権の時代にふさわしい役割を果たすため、舞鶴市議会活動基本計画の策定・実施をはじめとする各種の改革に取り組んできました。

ここに、私たちは、これまで積み重ねてきたこれらの取組をより確かなものとし、これまでも増して公正性及び透明性を高めるとともに、「市民に開かれた議会」、「議会機能の充実」及び「効率的・効果的な議会運営」を実現するための取組^{まい}に邁進することにより、市民福祉の向上と市勢の発展に尽くすことを固く決意し、舞鶴市議会の最高規範として、舞鶴市議会基本条例を制定します。

◆趣旨及び考え方◆

議会基本条例の制定に至った背景と決意を「前文」として記載しています。

地方分権の進展に伴い、地方議会の役割と責任がますます大きくなる中で、舞鶴市議会では、その役割と責任を的確に果たしていくため、舞鶴市議会議員の任期4年間における活動の指針として「議会活動基本計画」を策定し、「市民に開かれた議会」「議会機能の充実」「効率的・効果的な議会運営」を基本目標に活動してきました。

これまでの取組を後戻りさせることなく、より明確に市民にもお示しし、市民との約束のもとにさらに推進していくことにより、市民福祉の向上と市勢の発展に尽くすという決意のもとに、舞鶴市議会における最高規範性を有する条例として、舞鶴市議会基本条例を制定するものです。

◆用語解説◆

地方自治の本旨

日本国憲法で保障される「地方自治」は、国から独立した地方公共団体が自らの意思と責任に基づいて行われるという「団体自治」と、住民の意思と責任に基づいて行われるという「住民自治」の2つの基本的な要素があります。

二元代表制

地方自治体において、「執行機関である首長」と「議事機関である議会を構成する議員」の双方を住民が直接選挙で選ぶ制度のことです。二元代表制の特徴は、市長、議会がともに住民を代表するところにあります。

市民

この条例における「市民」とは、狭義では、地方自治法に定める「住民」(市内に住所を有する人で、外国人市民の方や法人を含みます。)を指します。一方で、市外から市内の事業所や学校に通勤・通学している人にとっても、市政に深く関わっていること、市政の影響を大きく受けることなどを勘案し、広義の意味においては、これらの人々も「市民」に含むものとしています。

議会活動

議会が行う活動全般を指します。

執行機関(市長等)

地方公共団体の事務を管理、執行する機関のことをいいます。(市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会などが「執行機関」に当たります。)

監視(監視機能)

行政の執行に関して、事前又は事後に適切かつ効率的及び効果的に行われているかどうかについて、監視することをいいます。議会には、検査や調査などの権限があり、それらを適切に活用して監視機能を発揮しています。

議事機関

条例の制定その他地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、決定する機能を有する地方公共団体の機関、いわゆる議会のことをいいます。

議会には、条例や予算を定める等基本的な地方公共団体の意思決定を行う「議決権」、市の仕事が議会で決められたとおりに正しく行われているかの調査や検査等を行う「監視権」、市民生活に関わりの深い事柄について議会の意思や見解を表明する「意見表明権」、議会の内部や会議に関することを自主的に決める「自律権」等の権限があります。

市民に開かれた議会(運営)

会議の公開や議会に関する情報の発信などにより、市民に議会をより知っていただくとともに、意見交換など様々な機会を通じて市民のご意見を議会の審議や議論に生かしていくことが「市民に開かれた議会」であると考えています。

市民福祉の向上

舞鶴市議会においては、市民の「幸せ感」や「豊かさ感」を向上させることであると考えています。

市勢

人口・産業・経済などからみた市全般にわたる動勢を指しています。市全般の「市勢」の発展に寄与するための議会の決意として、前文、第1条及び第4条第1号においては「勢」を使用しています。

また、第3条第1号、同条第2号及び第4条第3号では「市政」を用いていますが、ここでは、市の政治の仕組みを一般に想定し、それを持続的に発展させるという意味合いで政治の「政」を使用しています。

最高規範

舞鶴市議会における条例、規則等の最も上位に議会基本条例を位置付け、これに反する決まりを定めることができないこととするものです。

第1章 総則

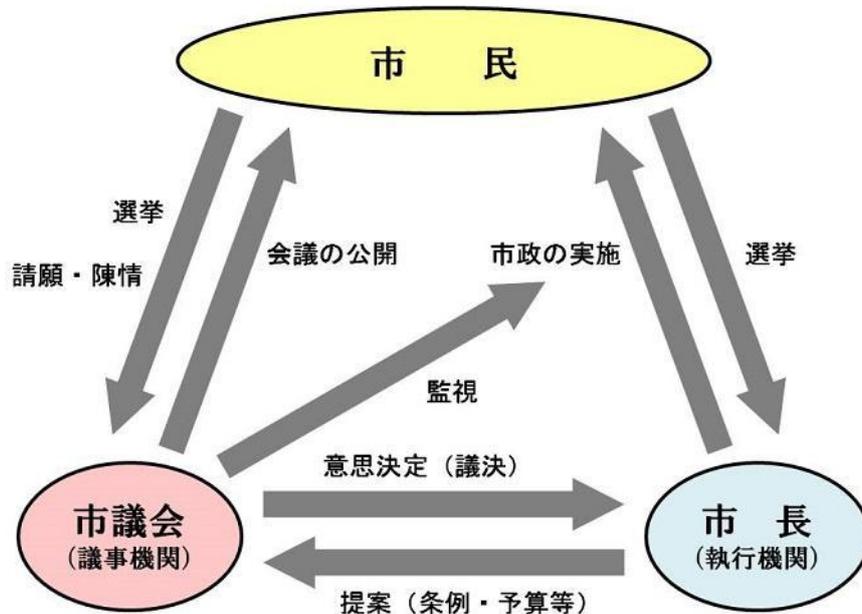
(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、舞鶴市議会(以下「議会」という。)に関する基本的事項を定め、議会及び舞鶴市議会議員(以下「議員」という。)がその担うべき役割を的確に果たすことにより、市民の負託に応え、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

◆趣旨及び考え方◆

前文でうたったこの基本条例制定の趣旨と議会の決意を踏まえ、この条例制定の目的を明らかにしたものです。

この条例は、市長と同じく市民の直接選挙で選ばれた市民の代表である議員が構成する議会として、議会及び議員の活動原則、市民と議会との関係など議会に関する基本的な事項を定め、それに則って議会と議員が担うべき役割を的確に果たすことにより、市民の負託に応え、市民福祉の向上と市勢の発展に貢献することを目的としています。



◆用語解説◆

二元代表制

前文の用語解説を参照してください。

市民

前文の用語解説を参照してください。

市民福祉の向上

前文の用語解説を参照してください。

(最高規範性)

第2条 議会は、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、改正し、若しくは廃止するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

◆趣旨及び考え方◆

この条例は、その目的や内容が議会活動の根本となるものであることから、形式的には他の条例との間に法的効力の優劣はありませんが、実質的には議会に関する他の条例、規則等の中で最上位に位置する最高規範としての性質を有するとの考えに基づき、議会の運営や活動、議会に関する他の条例、規則その他の議会に関する各種の取決めに関する解釈や運用、また、その制定や改正、廃止に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならないこととしています。

◆用語解説◆

最高規範

前文の用語解説を参照してください。

第2章 議会及び議員の活動の原則

(議会の活動の原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動するものとする。

- (1) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政への反映に努めること。
- (2) 市政に係る調査研究等を通じて、政策の立案及び提言等を行うこと。
- (3) 情報を積極的に公開し、及び発信するとともに、議会活動に係る説明責任を果たすこと。
- (4) 公正性及び透明性を確保するとともに、舞鶴市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)による事務の執行について監視し、評価すること。
- (5) 不断の議会改革に努め、議会機能の向上を図ること。

◆趣旨及び考え方◆

議会として、その目的を達成するために遵守すべき活動の原則を挙げています。

- (1) 市民との意見交換の場を設けるなど、市民の多様な意見を的確に把握し、市政への反映に努めること。
- (2) (1)を踏まえ、市政に関する調査や研究などを通じて、政策立案や政策提言のほか審議全般に生かし市政に反映させること。
- (3) 議会に対する市民の関心度を高めるため、議会が議論した過程が分かるよう、いわゆる議会の見える化を図るとともに、積極的に議会活動に関する情報を公開・発信する議会を目指し、説明責任を果たすこと。
- (4) 市政について審議・決定する議事機関として、公正性及び透明性を確保した上で、市政運営が市民福祉の向上につながっているか、最少の経費で最大の効果を挙げているかなどを監視するとともに、その効果及び成果について評価すること。
- (5) 常により良い議会を目指して改革に取り組み続け、議会の機能を向上させること。

◆用語解説◆

市民

前文の用語解説を参照してください。

政策立案

市政における課題の解決を図るため、議会が政策を立案することも必要であり、行政側と議会側がそれぞれ検討することが、より良い政策の実現につながると考えています。

政策提言(提案)

市政における課題の解決を図るための手段として、議会自らが条例を提案するほか、市長から提出された議案の修正や一般質問等の機会を通じた行政への提言などがあります。

議会活動・市民福祉の向上・議事機関・市長等・監視(監視機能)

前文の用語解説を参照してください。

議会機能(議会の機能)

議会が果たすべき役割又は働きのことで、積極的に、能動的に政策を立案し、これを実現させる役割や、常に民主的で効率的な、そして公正な行政が行なわれるよう執行機関を監視する働きをいいます。

(議員の活動の原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動するものとする。

- (1) 議会の構成員として、個別的な事案の解決にとどまらず、市民全体の福祉の向上及び市勢の発展を目指すこと。
- (2) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを踏まえ、議員相互間の自由な討議を行い、合意形成に努めるとともに、議決責任を深く認識すること。
- (3) 市政全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高めるため、不断の研鑽^{さん}に努めること。
- (4) 市民の代表として、常に良心と責任感をもって品位の保持に努めること。

◆趣旨及び考え方◆

議員それぞれが遵守すべき活動の原則を挙げています。

- (1) 地域や団体などに関する個別の事案の解決だけでなく、総合的な観点から市全体としての課題を把握し、議会としてだけでなく、議員としても市民全体の福祉の向上と市勢の発展を目指すこと。
- (2) 議会は、言葉で意見を交わすことによって結論を導き出す「言論の府」であることや、複数人による合議によって意思決定を行う「合議制の機関」であることを踏まえ、議員同士の自由闊達な討議を尊重し合意形成を図るとともに、地方自治体の最終的な意思決定である議決の重みと責任を深く認識すること。
- (3) 議会としてだけでなく、それぞれの議員も、市政全般に渡って市民の多様な意見を的確に把握するとともに、常に自身の資質を高める努力を続けること。
- (4) 議員には、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の負託を受けた舞鶴市全体を代表する者として、その役割と責任を認識するとともに、常に良心と責任感をもって、自らの行動を厳しく律することにより、品位の保持に努めること。

◆用語解説◆

市民福祉の向上

前文の用語解説を参照してください。

言論の府

議員の活動の基本は言論であり、物事は全て言葉で意見を交わすことによって結論を導き出すことから、言論を尊重し、その自由も保障されています。

発言者は、自身の発言に責任を持ち、節度ある行動をしなければならないこととなっています。

合議制(合議制の機関)

複数の人(議員)の合議による意思決定を行う制度(機関)のことをいい、複数の人(議員)による協議のことで、話し合いによって物事を決定することをいいます。なお、市長は一人だけで構成される「独人制の機関」となります。

合意形成

市長等に対する質疑や議員間の討議を通じて、議会としての結論を導き出す過程を指します。

議決責任

地方自治体の最終的な意思決定である「議決」は、議会のみには与えられた権限で、重要な役割です。市長から提案された予算や条例なども決定するのは議会であり、決定者としての責任があります。

市民

前文の用語解説を参照してください。

倫理的義務

議員の発言や行動には大きな影響力があることから、高い倫理観のもとで発言・行動しなければなりません。

(議長の責務)

第5条 議長は、議会を代表する立場として、中立で公平な議会運営を行うとともに、議会の活性化が図られるよう行動するものとする。

◆趣旨及び考え方◆

議長の役割と責任を記載しています。

地方自治法において、議長は、議場の秩序保持、議事の整理及び議会事務の統理を行い、議会を代表することが定められています。

加えて、議会を統括する者として、常に中立で公平な議会の運営を行うことを責務とし、議会の活性化が図られるようリーダーシップを発揮することとしています。

◆用語解説◆

議会の活性化

市民の意見も取り入れながら活発に議論し、政策の立案や行政の監視といった議会の機能を高めていくことをいいます。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派(以下「会派」という。)を結成することができる。

2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 議員の活動を支援すること。
- (2) 政策の立案及び提言並びに議案等の審議のために調査研究を行うこと。
- (3) 会派間で必要に応じて合意形成を図り、議会の円滑かつ効果的な運営に努めること。

◆趣旨及び考え方◆

議会内で結成する会派について記載しています。

複数の議員が共同で議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成することができることとしています。

また、会派の役割は、議員の活動を支援することのほか、政策立案や政策提言等のために調査研究を行うこと、そして、会派間の意見調整を行い、会派間の合意形成に努めることで、円滑な議会運営に資することとしています。

◆用語解説◆

議会活動

前文の用語解説を参照してください。

政策立案

第3条の用語解説を参照してください。

政策提言

第3条の用語解説を参照してください。

議案等

議会の議決を得るために、市長等や委員会、議員が提出する案件のことをいいます。

(例：条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定、意見書、決議の提出)「議案等」の「等」には、請願が含まれます。

審議

本会議において、議案などの案件について、説明を聞き、質疑し、討論を重ね、表決する一連の過程をいいますが、この規定においては、委員会において、付託を受けた議案を討議し、委員会としての結論を出す一連の過程も含まれます。

合意形成

第4条の用語解説を参照してください。

(災害時の対応)

第7条 議会及び議員は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、その果たすべき役割を十分に認識し、迅速かつ的確に行動するとともに、市民生活の安定及び維持に努めるものとする。

2 議会及び議員の災害時の対応について必要な事項は、別に定める。

◆趣旨及び考え方◆

災害時における議会及び議員の基本的な対応を記載しています。

特に、地震・豪雨などの大規模災害時や原子力災害時においては、議会・議員は、例えば被災状況の把握や正確な情報を提供することなど果たすべき役割を十分に認識し、迅速かつ的確に行動するとともに、一日でも早く市民生活が安定し、もとの生活に戻れるよう努めなければなりません。

また、これらの非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議事機関として迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能を的確に維持する必要があります。

以上のような考えから、議会及び議員の災害時の対応について、別に必要な事項を定めることとしています。

◆用語解説◆

災害時における議会・議員の果たすべき役割

議会には、被災状況の確認や現地の要望の把握、国や府などへの要望、災害関連の予算などの議案審議、災害対策に関する評価や検討、復旧支援に関する広報などの役割があります。

議員には、議会の構成員としての役割(議会と同様の役割)と、地域の一員としての役割(被災者の救援、避難所運営への従事などの役割)があります。

第3章 市民と議会との関係

(会議の公開等)

第8条 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、本会議、委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)等を原則として公開するとともに、これら会議の傍聴の促進に努めるものとする。

◆趣旨及び考え方◆

議会に対する市民の関心度を高めるため、議会が議論した過程が分かるよう議会の見える化を図ることとし、本会議のほか、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、議員協議会、広報会議を原則として公開するとともに、その傍聴の促進に努めることとしています。

◆用語解説◆

市民に開かれた議会運営

前文の用語解説を参照してください。

本会議

定期的に行われる定例会及び必要に応じて開かれる臨時会において、議員定数の半数以上が出席して議場で行われる会議のことで、市長等から提出された議案などを審議し、議会としての最終的な意思を決定します。

常任委員会

効率的・専門的に審査を行うために、本会議の下審査機関として設置されている委員会のうち、議案や請願などの審査及び調査を行う常設の委員会で、現在、舞鶴市議会には、5つ(総務文教、経済消防、民生環境、建設、予算決算)の常任委員会があります。

議会運営委員会

議会の運営が円滑に行われるよう日程や議案の取扱いなどを協議・決定する委員会で、そのほか、議会の活性化に関する協議も行っています。

特別委員会

特定の案件を審査・調査するために、必要に応じて、議会の議決によって設置される委員会で、現在、舞鶴市議会には、2つ(原子力防災・安全等、山陰新幹線京都府北部ルート誘致)の特別委員会があります。

議員協議会

議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場として、議員協議会を設置しており、現在、舞鶴市議会では、毎月1回、定期的に行っているほか、定例会や臨時会における初日と最終日の本会議前に開催しています。

広報会議

議員協議会と同じく、協議又は調整を行うための場として、広報会議を設置しており、年5回発行している「まいづる市議会だより」の編集を行う議会報編集部会、毎月1回コミュニティFM(FMまいづる)を活用して行っている情報発信の内容を協議するFM放送部会を、それぞれ定期的に行っています。

協議又は調整を行うための場

地方自治法第100条第12項において、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができるとされており、舞鶴市議会においては、議員協議会と広報会議を協議又は調整を行うための場として位置付けています。

(広報及び広聴の充実)

第9条 議会は、議会に対する市民の関心を高めるため、多様な手段を用いて、議会活動に係る広報及び広聴の充実に努めるものとする。

◆趣旨及び考え方◆

市民に、議会について一層の関心を持っていただけるように、舞鶴市議会ホームページ及びまいづる市議会だよりへの情報掲載、FMまいづるを活用した情報発信、本会議のインターネット中継など、多様な手段を用いて、議会活動に係る広報や広聴の充実に努めることとしています。

◆用語解説◆

市民

前文の用語解説を参照してください。

舞鶴市議会ホームページ

平成14年から舞鶴市議会のホームページを開設しており、議会の日程、議員の紹介、議決結果、議案等に対する各議員の賛否などのほか、本会議の映像、会議録などを見ることができます。

まいづる市議会だより

毎年元日に、会派や委員会ごとの所属議員を紹介する「新年号」のほか、各定例会最終日の約1カ月後に、各議員の質問や議案等に対する討論の内容、議決結果などを掲載した「定例会号」を発行し、新聞折込みにより、市内全域にお届けしています。

FMまいづるを活用した情報発信

平成28年に開設されたコミュニティFMである「FMまいづる」を活用し、現在、毎月1回、いずれかの金曜日の午後3時から、「ななこちゃったラジオ」という番組に議員がゲスト出演して、議会のしくみや審議の内容等をお伝えしています。

議会活動

前文の用語解説を参照してください。

議案等

第6条の用語解説を参照してください。

質問

本会議において、議案とは関係なく市政全般について、現在の状況や方針・計画等について聞く機会があります。舞鶴市議会では、各会派代表者が行う施政方針に基づく市政全般の課題を内容とする「代表質問」と、市民的課題を中心とした「一般質問」を行っています。

審議

第6条の用語解説を参照してください。

(市民の参画)

第10条 議会は、市民の多様な意見を把握するため、市民及び議員が意見を交換する機会を設けるよう努めるものとする。

2 議会は、市民の意見を審議に反映させるため、公聴会制度及び参考人制度の活用に努めるものとする。

3 議会は、請願の審査において必要があると認めるときは、請願者の説明及び意見を聴く機会を設けるものとする。

◆趣旨及び考え方◆

議会への市民参画の機会として、市民と議員が意見を交換する場を設けるなど、市民の多様な意見の把握に努めることとしています。

また、市民の意見を審議に反映させる手段として、地方自治法の規定に基づく公聴会制度や参考人制度の活用により努めることとしています。

請願については、これを市民からの政策提案と位置付け、慎重に審議するとともに、必要に応じて、請願の提出者から提出に至った背景や目的などの意見を主張する機会を設けることとしています。

◆用語解説◆

市民

前文の用語解説を参照してください。

審議

第6条の用語解説を参照してください。

公聴会制度

予算その他重要な議案、請願等について、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聞くことができると地方自治法に定められています。

参考人制度

議会は、調査又は審査のために必要があると認めるときは、参考人の出席を求めて意見を聞くことができると地方自治法に定められており、専門家などのほか、市民の意見を聞く機会としても活用しています。

請願

国又は地方公共団体に対し、要望及び意見を願い出ることができる、憲法により保障された国民の権利です。地方自治法による議会に対する請願を提出するには、1人以上の紹介議員が必要です。

審査

委員会において、付託を受けた議案、請願などを討議し、委員会としての結論を出す一連の過程のことをいいます。

第4章 市長等と議会との関係

(市長等と議会との関係の基本原則)

第11条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等な立場で適切な緊張関係を保ちながら、議事機関として、市民福祉の向上及び市勢の発展のために活動するものとする。

◆趣旨及び考え方◆

二元代表制の地方公共団体においては、議会と市長その他の執行機関とが緊張関係を保持しつつ、お互いが切磋琢磨しながら、より良い市政を目指すことが重要であり、そのために、第3条に規定しているとおり、事務の執行(市政運営)が市民福祉の向上につながっているか、最少の経費で最大の効果を挙げているかなどを監視するとともに、その効果や成果について評価するものです。

◆用語解説◆

市長等

前文の用語解説を参照してください。

監視

前文の用語解説を参照してください。

二元代表制

前文の用語解説を参照してください。

議事機関

前文の用語解説を参照してください。

市民福祉の向上

前文の用語解説を参照してください。

(質疑及び質問)

第12条 議員は、本会議及び委員会において質疑又は質問を行うに当たっては、これを市民に分かりやすいものとするため、その論点及び争点を明確にするものとする。

2 議員は、本会議において質疑又は質問を行うに当たっては、一括方式若しくは分割方式又は一問一答方式のいずれかを選択することができる。

◆趣旨及び考え方◆

議員と市長等との質疑応答(質問と答弁)については、市民にも分かりやすい議論となるよう、論点や争点を明確にして行うこととしています。

また、本会議における議案質疑や質問は、論点等を明確にした上で、一括方式、分割方式、一問一答方式のいずれかを、議員自身が選択することとしています。

◆用語解説◆

本会議

第8条の用語解説を参照してください。

委員会(常任委員会・議会運営委員会・特別委員会)

第8条の用語解説を参照してください。

市民

前文の用語解説を参照してください。

質疑

議案等について、討論、表決の前に疑問点をだすことをいいます。

質問

第9条の用語解説を参照してください。

一括方式

1人のすべての質問を一度に投げかけ、市長等から順次答弁を得る方法。答弁に対する再度の質問は、現在2回までとしています。

分割方式

一括方式の一種で、1人の質問を2つ以上に分割して、区分ごとに一括方式で行う方法。答弁に対する再度の質問は、現在区分ごとに2回までとしています。

一問一答方式

1つの質問ごとに市長等から答弁を得る方法。答弁に対する再度の質問に回数制限は現在ありません。

(確認の機会の付与)

第13条 市長等(補助職員を含む。)は、本会議及び委員会における質疑及び質問に対し、その趣旨及び論点を明確にするため、議員に対し、当該質疑及び質問の趣旨を確認することができる。

◆趣旨及び考え方◆

本来、議会は、議員から市長等への質疑のほか議員間の討議などによって、結論を導き出すものですが、趣旨や論点が曖昧にならないように、これを確認する場合に限り、市長等から議員に対する発言を認めることとしています。

◆用語解説◆

市長等

前文の用語解説を参照してください。

本会議

第8条の用語解説を参照してください。

委員会(常任委員会・議会運営委員会・特別委員会)

第8条の用語解説を参照してください。

質疑

第12条の用語解説を参照してください。

質問

第9条の用語解説を参照してください。

(議決事件の追加指定)

第 14 条 議会は、市政における重要な計画等で議会が必要と認めるものを、舞鶴市議会の議決すべき事件を定める条例(平成 26 年条例第 27 号)に定めるところにより、議会の議決すべき事件として追加指定するものとする。

◆趣旨及び考え方◆

法令で定められたものに加えて、市政における重要な計画や方針等を議決事件(議会の議決が必要な案件)として追加することにより、議会の意思を反映するとともに、監視機能を強化し、議会としての責任を果たすこととしています。

なお、具体的に議決すべき事件とする案件は、「舞鶴市議会の議決すべき事件を定める条例」に定めることとしています。

◆用語解説◆

議決すべき事件

議会の議決(市議会の本会議で決定すること)によって意思決定を行うことが法令等で定められている事項で、条例の制定・改正・廃止や予算の決定などがあります。

監視機能

前文の用語解説を参照してください。

(説明等の要求)

第15条 議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、事業等(以下「政策等」という。)の審議に当たり、当該政策等の論点を整理するとともに、審議を通じてその水準の向上を図るため、政策等に係る背景、経緯、財源措置、将来負担等に関する必要な説明及び資料の提出を求めることができる。

2 議会は、市長が予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、前項の規定に準じて、施策別、事業別その他の分かりやすい説明資料を作成し、提出するように求めることができる。

◆趣旨及び考え方◆

政策等の水準の一層の向上と、市民にも分かりやすい審議内容とするために、市長等に対し、その政策等に関する背景、経緯、財源措置、将来負担、類似団体との比較、市民参加の実施の有無と内容、総合計画との整合性等について、適切な説明や資料の提出を求めることとしています。

また、同様の趣旨から、予算及び決算の審議においても、分かりやすい説明資料の作成・提出を求めることとしています。

◆用語解説◆

市長等

前文の用語解説を参照してください。

審議

第6条の用語解説を参照してください。

市民

前文の用語解説を参照してください。

総合計画

舞鶴市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本構想を実現するための実行計画のことで、都市像やまちづくりの基本目標のほか、具体的な取組の内容などが定められています。

第5章 議会の機能強化

(専門的知見の活用)

第16条 議会は、議案等の審議の充実、政策の立案及び提言等の強化等に資するため、学識経験を有する者等の専門的知見を積極的に活用するものとする。

◆趣旨及び考え方◆

複雑多様化する行政課題や議会運営に関する課題に対応するため、審議の充実、政策立案や政策提言の強化のほか議員定数や議員報酬に係る検討において、より専門的な知識が求められることから、学識経験者や専門的な知識を有する者の知識や見解を積極的に活用することとしています。

◆用語解説◆

議案等

第6条の用語解説を参照してください。

審議

第6条の用語解説を参照してください。

政策立案

第3条の用語解説を参照してください。

政策提言

第3条の用語解説を参照してください。

(交流及び連携の推進)

第 17 条 議会は、他の地方公共団体の議会と積極的に交流及び連携を図り、議会活動に反映させるよう努めるものとする。

◆趣旨及び考え方◆

他市での会議・研修会や意見交換の機会を通じて他の議会と積極的に交流を深め、連携を図ることにより、そこで得られた効率的・効果的な取組などを、議会の活動に反映させるよう努めることとしています。

◆用語解説◆

議会活動

前文の用語解説を参照してください。

(委員会の活動)

第 18 条 委員会は、その専門性及び特性を生かし、適切な運営に努めるものとする。

2 委員会は、調査研究等を積極的に行い、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、舞鶴市議会委員会条例(平成 2 年条例第 19 号)に定めるところによる。

◆趣旨及び考え方◆

議会が行政課題等に迅速に対応するため、本会議の下審査機関として少人数で構成する委員会の活動において、それぞれ、専門性及び特性を生かした適切な運営に努めることとしています。

また、先進事例や現状の調査研究等を積極的に行うとともに、市民に市政の状況を把握していただくためにも、審査の方法や資料を工夫するなど、分かりやすい議論を行うよう努めることとしています。

なお、委員会について必要な事項は、舞鶴市議会委員会条例と舞鶴市議会会議規則に定めることとしています。

◆用語解説◆

委員会(常任委員会・議会運営委員会・特別委員会)

第8条の用語解説を参照してください。

市民

前文の用語解説を参照してください。

本会議

第8条の用語解説を参照してください。

審査

第10条の用語解説を参照してください。

(政務活動費の活用)

第 19 条 政務活動費は、政策の立案及び提言等に必要な調査研究に充てるものとする。

2 政務活動費について必要な事項は、舞鶴市議会における会派に対する政務活動費の交付に関する条例(平成 13 年条例第 1 号)に定めるところによる。

◆趣旨及び考え方◆

議員の政策に関する調査や研究、その他の活動に資するために交付される政務活動費については、政策立案や政策提言のほか審議全般、議会運営への反映を目的に活用することとしています。

なお、政務活動費について必要な事項は、舞鶴市議会における会派に対する政務活動費の交付に関する条例に定めることとしています。

◆用語解説◆

政務活動費

地方自治法第100条第14項において、条例で定めるところにより、議員の政策に関する調査や研究、その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することができることとされています。

政策立案

第3条の用語解説を参照してください。

政策提言

第3条の用語解説を参照してください。

審議

第6条の用語解説を参照してください。

(議会事務局の体制整備)

第20条 議会は、議会活動の円滑かつ効率的な実施並びに議会による政策の立案及び提言等の能力の向上に資するため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

◆趣旨及び考え方◆

地方自治法の規定により議会及び議員を補助する組織として置かれる議会事務局について、議会の円滑かつ効率的に進めることや議会の政策立案能力の一層の向上を図るためには、議会全般を補助する議会事務局の議会運営に関する専門能力や議員の議会活動に必要な行政情報などの調査機能の強化、政策法務等の能力を高めるとともに、その体制整備に努めることとしています。

◆用語解説◆

議会事務局

地方自治法第138条第2項において、市町村の議会に、条例に定めるところにより、事務局を置くことができるとされており、舞鶴市議会事務局設置条例により、舞鶴市議会事務局が設置されています。

政策立案

第3条の用語解説を参照してください。

政策提言

第3条の用語解説を参照してください。

議会活動

前文の用語解説を参照してください。

(議会図書室の充実等)

第 21 条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理運営するとともに、その機能の充実及び活用を図るものとする。

◆趣旨及び考え方◆

地方自治法の規定により議会に置く議会図書室について、議員の政策立案や政策提言のほか審議全般を支援するため、議会図書室の図書・資料の充実とともに、これらを適正に管理運営することに加え、必要な情報が容易に検索できるよう検索機能等を充実し、一層の活用を図ることとしています。

◆用語解説◆

議会図書室

地方自治法第 100 条第 18 項において、議員の調査研究に資するため、図書室を設置しなければならないとされており、舞鶴市議会にも図書室があります。

政策立案

第3条の用語解説を参照してください。

政策提言

第3条の用語解説を参照してください。

審議

第6条の用語解説を参照してください。

(予算の確保)

第 22 条 議会は、議事機関としての機能確保、円滑な議会運営の実現その他この条例の目的を達成するために必要な予算の確保に努めるものとする。

◆趣旨及び考え方◆

議事機関としての機能の確保と円滑な議会運営を実現するため、議会基本条例に規定する取組の実施に必要な議会としての活動に必要な予算を確保するよう努めることとしています。

◆用語解説◆

議事機関

前文の用語解説を参照してください。

第6章 議員の定数及び報酬

第23条 議員の定数は舞鶴市議会議員定数条例(平成14年条例第27号)に、議員の報酬は舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年条例第22号)に定めるところによる。

2 前項に規定する条例の改正に当たっては、市を取り巻く現状、課題、将来の予測及び展望を考慮するとともに、市民等の意見を参考にするものとする。

◆趣旨及び考え方◆

議員の定数及び報酬は、それぞれ、舞鶴市議会議員定数条例、舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に定めることとしています。

また、舞鶴市議会議員定数条例の改正に当たっては、議員定数の基本的な考え方を「議会の機能を果たすにふさわしい人数」とし、舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正に当たっては、議員報酬の基本的な考え方を「市民の負託に応える議員としての職務の対価」とした上で、社会情勢や市の課題、将来の予測や展望を考慮するとともに、市民、学識経験者、専門的な知識を有する者などの意見を参考に、十分に議論することとしています。

◆用語解説◆

職務の対価

舞鶴市議会においては、議員報酬を市民のために活動すること(職務)に対して支払われる報酬(対価)であると考えています。

市民等

前文の用語解説の「市民」に加え、学識経験者、専門的な知識を有する者などのことをいいます。

第7章 条例の確実な履行及び見直し

(条例の確実な履行)

第24条 議会は、この条例に基づく議会活動を適切かつ確実に実行するため、議員の任期を基準として、具体的な取組に関する計画を策定し、その計画に基づき活動するものとする。

◆趣旨及び考え方◆

この条例に定める事項を実現するための具体的な取組は、議員の任期4年間を計画期間として任期当初に策定する実行計画に定め、その実行計画に基づいて活動していくことにより、適切かつ確実に実行し、この条例の目的を果たしていくこととしています。

◆用語解説◆

議会活動

前文の用語解説を参照してください。

(条例の見直し)

第 25 条 議会は、社会情勢の変化及び市民等の意見を勘案するとともに、議会活動に関する不断の検証に努め、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

◆趣旨及び考え方◆

この条例に定める議会・議員の姿が実現できているか、今後の舞鶴市を取り巻く社会情勢や市民・学識経験者などの意見に照らして適切かなど、条例策定後も、より良い議会にしていくために、常に検証と改善に努め、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加えるとともに、その結果に基づき、改正等の必要な措置を講ずることとしています。

◆用語解説◆

議会活動

前文の用語解説を参照してください。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 2 0 期
舞鶴市議会基本条例実行計画

平成 30 年 12 月 26 日策定

舞 鶴 市 議 会

目 次

1	計画の趣旨及び位置付け	1
2	計画期間	1
3	取組の内容	
(1)	市民に開かれた議会	1
①	親しみやすく身近な議会	1
②	正しく理解され信頼される議会	2
(2)	議会機能の充実	2
①	チェック機能が充実した議会	2
②	よりよい政策を生み出す議会	3
(3)	効率的・効果的な議会運営	3
①	効率的な運営を行う議会	3
②	効果的な運営を行う議会	3
4	進行管理	4

1 計画の趣旨及び位置付け

地方分権の進展に伴い、地方議会の役割と責任がますます大きくなる中、舞鶴市議会では、その役割と責任を的確に果たしていくため、議員の任期4年間における活動の指針として「活動基本計画」を策定し、「市民に開かれた議会」「議会機能の充実」「効率的・効果的な議会運営」を基本目標に取り組んできました。

これらを後戻りさせることなく、より明確に市民にも示し、市民との約束のもとにさらに推進していくことにより、市民福祉の向上と市勢の発展に尽くすという決意をもって、平成30年10月5日に「舞鶴市議会基本条例」を制定しました。

舞鶴市議会基本条例第24条の規定により、この条例に基づく活動を適切かつ確実に実行するために策定する「議員の任期4年間における具体的な取組に関する計画」として、「舞鶴市議会基本条例実行計画」を定めるものです。

2 計画期間

平成30年12月から平成34年11月まで

3 取組の内容

舞鶴市議会基本条例の前文に示す「市民に開かれた議会」「議会機能の充実」「効率的・効果的な議会運営」の実現を目標として、それぞれ具体的な取組を定めます。

(1) 市民に開かれた議会

市民に議会を知っていただくとともに、市民の意見を議会の審議や議論に反映させる取組を進めます。

① 親しみやすく身近な議会

FMまいづるを活用した情報発信、児童生徒の議会学習機会の提供などに引き続き工夫しながら取り組むほか、新たに、次の事項について検討します。

	取 組 内 容
i	効果的な情報発信の検討 議場・議会ロビーの活用のほか、SNSや舞鶴市記者会を通じた情報発信など効果的な手法について検討します。
ii	市民の意見を反映させる仕組みの検討 市民との意見交換の場のあり方や、議会への理解を深め、その意見を議会運営に反映させるための議会モニター制度の導入について検討します。
iii	傍聴環境の充実 傍聴者用資料の配置や手話通訳・要約筆記サービスの導入等を検討します。

② 正しく理解され信頼される議会

ホームページによる情報発信、市議会だよりの発行、議案や会議資料の公開、本会議の映像配信、議会の仕組みの冊子の発行などに引き続き工夫しながら取り組むほか、新たに、次の事項について検討します。

	取 組 内 容
i	委員会の映像配信 本会議に加え、委員会のライブ映像の配信や録画映像の配信について検討します。
ii	効果的な情報発信の検討 [再掲] 議場・議会ロビーの活用のほか、SNSや舞鶴市記者会を通じた情報発信など、より効果的な手法を検討します。
iii	活動記録のあり方・見せ方の検討 会議資料の掲載などによる分かりやすい会議録への見直しや、会議の開催状況、審査案件、議会の取り組みなども記載した「議会白書」の発行について検討します。
iv	所信表明の推進 議長及び副議長選挙における所信表明の実施方法のほか、所信表明の検証等について検討します。
v	議会基本条例の検証 条例に基づく活動の自己評価を行い、検証するとともに、外部評価の仕組みについて検討します。

(2) 議会機能の充実

執行機関の事務執行について、公正性、透明性、信頼性の観点から、適切に監視・評価することとし、そのための議会機能の充実を図ります。

① チェック機能が充実した議会

舞鶴市総合計画の点検評価、議員間討議、参考人制度の活用、附帯決議の活用、議員力の向上、議会図書室の充実、代表質問・一般質問の活用などに引き続き工夫しながら取り組むほか、新たに、次の事項について検討します。

	取 組 内 容
i	通年議会の検討 通年議会の調査研究を行い、導入について検討します。
ii	議案審議のあり方の検討 議案勉強会の実施のほか、議案質疑や総括質疑のあり方を検討します。
iii	委員等の任期の検討 委員会委員や正副議長の任期について検討します。

② よりよい政策を生み出す議会

委員会視察の反映、議員間討議、参考人制度の活用、附帯決議の活用、議員力の向上、議会図書室の充実、議会事務局の機能強化、代表質問・一般質問の活用、政策条例の提案などに引き続き工夫しながら取り組むほか、新たに、次の事項について検討します。

	取 組 内 容
i	政策条例の検証 議員提案・委員会提案により制定した条例の検証について検討します。

(3) 効率的・効果的な議会運営

市政の課題等に対する的確な審議を行うとともに、それを市民に分かりやすいものとするため、効率的・効果的な議会運営を目指します。

① 効率的な運営を行う議会

委員会の活動計画の策定、議会事務局の機能強化、会議のあり方の検討、議員の定数及び報酬の検討、先例集等の見直し、ICTの活用などに引き続き工夫しながら取り組むほか、新たに、次の事項について検討します。

	取 組 内 容
i	会派のあり方の検討 会派制の長所を生かす方法のほか、会派を構成する人数や議長の会派所属などについて検討します。

② 効果的な運営を行う議会

会議のあり方の検討、議員の定数及び報酬の検討、議会における危機管理の検討などに引き続き工夫しながら取り組むほか、新たに、次の事項について検討します。

	取 組 内 容
i	通年議会の検討〔再掲〕 通年議会の調査研究を行い、導入について検討します。
ii	委員等の任期の検討〔再掲〕 委員会委員や正副議長の任期について検討します。
iii	議選監査委員のあり方の検討 議会選出の意義や効果を検証し、あり方について検討します。
iv	予算要望の検討 議会に必要な予算の確保に向けた取り組みについて検討します。
v	他市との交流・連携の促進 他市の委員会傍聴や視察受入時に機会を設けるなど、意見交換を通じた交流・連携を図ります。

4 進行管理

この計画の進行管理は、議会活性化特別委員会において行います。

毎年11月には、1年間の取組状況を取りまとめて公表します。

また、計画の最後の年は、4年間を総括し、改善策等を付して次期に申し送ることとします。